

再生・廃業をお考えのクライアントをお持ちの先生必聴

# 特定調停スキーム 活用の実務

～新たな債務整理手続の方法とは～

中小企業の資金繰りが悪化するなどして経営困難になった場合の新たな再生支援の方法として、平成25年12月から特定調停スキームが利用されるようになり、また代表者等の保証債務の整理についても「**経営者保証に関するガイドライン**」が策定され利用されるようになりました。現在増加しつつある**特定調停スキーム**を利用した**債務整理手続**は、日頃から**中小企業の経営支援を行って**おられる**税理士・会計事務所の皆様の業務とも密接に関わる手続**です。税理士の先生方にクライアントの債務整理の手法の一つとして、特定調停スキームの利用を検討いただきたいという思いから本セミナーを開催させていただきます。具体的な事例を踏まえて解説いたしますので、是非クライアントの経営支援のためにご活用ください。

## 講師紹介

京都総合法律事務所 弁護士 野崎 隆史

京都総合法律事務所は、1976年の設立以来、京都を代表する大型倒産事件の破産管財人等を通じ、京都における破産・再生のトップランナーとして尽力してまいりました。

講師は、2009年に弁護士登録し、全国倒産処理弁護士ネットワークに所属。経営者保証に関するガイドライン等を駆使し、新時代の破産・再生スキームに注力しています。



## 開催日時・会場

**8/26(水)15:00~16:30**

京都総合法律事務所（受付5階）  
京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル5階



地下鉄東西線「京都市役所前」駅16番出口徒歩5分  
京阪電車「三条」駅12番出口徒歩10分

参加費：2,000円（税込み）

ご参加当日にご持参いただきますようお願いいたします。

このようなお考えの税理士・会計士の方々にご参加をお勧めいたします。

- 再生・承継、廃業・清算支援の先進的な方法について知りたい
- 人口減少により関与先から廃業の相談を受けることが増えている
- 特定調停スキーム・経営者保証ガイドラインの活用事例を知りたい

参加をご希望の方は、下記の枠内をご記入のうえ、FAXもしくはお電話にてお申込み下さい。  
右下にございますQRコードからもお申込みいただけます。  
締切：8月24日(月) FAX：075-256-2561 TEL：075-256-2560

貴事務所名			ご芳名	
ご住所				
ご連絡先	【TEL】		【FAX】	
Eメールアドレス				@



※ご回答ありがとうございます。定期セミナー等のご案内（メルマガ登録）について希望しない方は✓を入れて下さい。